

民間の助成団体等（企業等を含む）からの資金の受け入れについて

群馬大学における研究及び教育に充てる目的により、外部（研究助成団体、企業等）から受け入れる資金については、群馬大学寄附金事務取扱規程第9条の定めにより、大学に受け入れて寄附金として適正に処理することとされております。

従って、外部からの資金の助成を受けて、実態として研究及び教育が群馬大学で行われる場合にあつては、研究及び教育を担当する教職員等（常勤であるか非常勤であるかを問わない。）が私的に経理することなく、改めて大学に寄附を行い大学の機関経理により適正に処理を行ってください。

※【参考1】

国立大学法人群馬大学寄附金事務取扱規程 ～抜粋～

（寄附金の受入れ及び経理に係る留意事項）

第9条 奨学金助成財団等から教職員個人に交付された助成金のうち、実態として当該助成金の目的とする研究等が本学において実施されるものは、交付された教職員から本学に改めて寄附をさせ、寄附金として適正に処理しなければならない。

2 前項に規定する教職員は、常勤・非常勤を問わず実態として本学において研究等を行う者とする。

※【参考2】

【寄附金として受入れができない寄附条件（例）】

- ① 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
- ② 寄附金による研究の結果得られた知的財産権を寄附者に譲与し又は使用させること。
- ③ 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこととされていること。
- ④ 寄附申込後、寄附者がその意思により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること。

【寄附金にあたらぬ事例】

- ① 独立性が認められる学会等の事務局において経理されており、職務上の研究遂行を目的とするものでない助成金
- ② 職務上の教育研究を目的とするものではない個人への報奨金
- ③ 寄附目的が既に達成されている精算払の助成金(出版助成等)

【寄附金の境界事例の基準】

事 例	寄附金として受け入れることが適当な場合	寄附金として受け入れることが 適当でない場合
海外渡航費 海外学会等参加費	旅行命令による渡航	退職後、休職、研修中における渡航
外国人教員の招聘 費用等	研究者に研究費の一環として助成	招聘する外国人教員に(直接)助成
市民(個人)の立場 で研究助成を申請	勤務時間における研究であるか又は大学の施設を利用	勤務時間外における研究であり、かつ、大学の施設を利用しない
非常勤職員等が 研究助成を申請	実態において、その研究が本学で行われるもの	研究が本学以外の施設等で行われるもの